

人事委員会年報

令和3年度

札幌市人事委員会

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| I 委員会 | 1 |
| 1 委員 | 1 |
| 2 委員会の開催状況 | 1 |
| II 事務局 | 6 |
| 1 組織 | 6 |
| 2 主な事務分掌 | 6 |
| 3 予算 | 6 |
| III 任用 | 7 |
| 1 採用 | 7 |
| 2 昇任 | 9 |
| 3 転任（選考） | 10 |
| 4 任命権者に委任している任用 | 10 |
| IV 給与、勤務時間その他の勤務条件 | 12 |
| 1 職員の給与に関する報告及び勧告 | 12 |
| 2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出 | 19 |
| V 公平審査 | 21 |
| 1 勤務条件に関する措置要求の審査 | 21 |
| 2 不利益処分に関する審査請求の審査 | 21 |
| 3 職員からの苦情の処理 | 21 |
| VI 職員団体 | 22 |
| 1 職員団体の登録 | 22 |
| 2 管理職員等の指定状況 | 23 |
| VII 労働基準監督機関 | 24 |
| 1 適用事業所の号別決定 | 24 |
| 2 職権行使の状況 | 25 |
| VIII 公平委員会の事務の受託 | 25 |
| 1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体 | 25 |
| 2 受託事務の内容 | 25 |
| 参考資料 | |
| 第1表 職員の構成 | 29 |
| 第2表 公民較差の推移 | 33 |

I 委 員 会

1 委 員 (令和4年4月1日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 就 任 年 月 日 | 任 期 | 備 考 |
|-----|---------|------------|-----|---------------------------------------|
| 委員長 | 常本 照樹 | 平成29年11月1日 | 4年 | 大学名誉教授 再 任(残任期 R 7.10.31まで) 非常勤 |
| 委 員 | 祖母井 里重子 | 平成28年6月3日 | 4年 | 弁護士 再 任(残任期 R 5.10.31まで) 非常勤 |
| 委 員 | 長岡 豊彦 | 平成30年11月1日 | 4年 | 前教育長 新 任(残任期 R 4.10.31まで) 非常勤 |

2 委員会の開催状況 (令和3年度)

(1) 委員会の活動状況

| 活 動 内 容 | 活動回数 | 備 考 |
|-------------|------|---------------------------|
| 委 員 会 会 議 | 28回 | |
| 公平審査口頭審理等 | 0回 | |
| 市 議 会 出 席 | 4回 | |
| 会 議 ・ 研 修 会 | 0回 | |
| 議案事前検討・事前審議 | 17回 | |
| その他の委員会活動 | 18回 | ・ 給与に関する勧告報告手交式 (9/21) ほか |

(参考) 人事委員会開催回数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 議題数 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| 令和元年度 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 23 | 103 |
| 令和2年度 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | 25 | 92 |
| 令和3年度 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 5 | 1 | 2 | 2 | 3 | 28 | 103 |

(2) 委員会会議の開催状況

| No. | 開催年月日 | 審 議 案 件 |
|-----|----------|---|
| 1 | 03.04.14 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験の実施について ・人事委員会事務局職員の人事発令について ・令和3年度職種別民間給与実態調査の実施概要について ・職員の苦情相談に係る処理の状況について（令和2年度） ・解雇予告除外認定について ・令和3年度係長職候補者試験の日程について |
| 2 | 03.04.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 3 | 03.05.24 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） ・公益的法人等への札幌市職員の派遣等の報告（令和2年度）について ・任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（令和2年度後期） ・令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 4 | 03.06.08 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部、社会人経験者の部）試験の実施について ・特定任期付職員の採用承認について ・令和3年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験申込状況 ・令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 5 | 03.06.24 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験第1次試験の受験状況 ・札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について |
| 6 | 03.07.05 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例案に対する意見について（札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案） ・任命権者に委任している選考の実施結果について（令和2年度・会計年度任用職員） |
| 7 | 03.07.12 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・札幌市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則案 ・令和3年職種別民間給与実態調査の実施状況について ・令和3年札幌市職員給与実態調査の概要について ・札幌市職員の任用に関する規則施行細目の改正について ・札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条の2の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職に係る採用選考基準について |
| 8 | 03.08.10 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度職員採用（大学の部、資格・免許職）試験採用候補者名 |

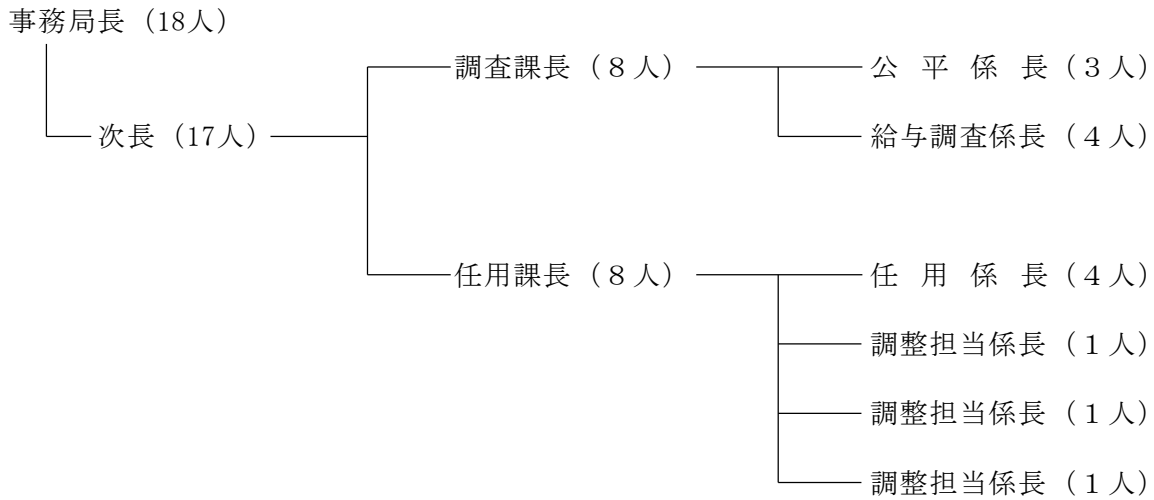
| No. | 開催年月日 | 審 議 案 件 |
|-----|----------|---|
| | | 簿の確定について ・ 札幌市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則案 ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 措置要求書の提出について |
| 9 | 03.08.17 | ・ 令和3年職種別民間給与実態調査の実施状況について ・ 令和3年人事院勧告等の概要について ・ 札幌市人事委員会事務取扱規程の一部改正について ・ 勤務条件に関する措置の要求について ・ 令和3年職員の給与勧告における人事管理に関する報告について |
| 10 | 03.08.23 | ・ 一般職員の採用選考について ・ 令和3年度障がいのある方を対象とした札幌市職員採用選考の実施について ・ 令和3年度係長職候補者試験の実施について ・ 市長等に対する業務状況の報告について（令和2年度） |
| 11 | 03.09.02 | ・ 令和3年7月21日付け措置要求の決定について ・ 令和3年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験申込状況について ・ 令和3年公民較差及び民間給与実態調査結果の概要等について ・ 令和3年職員の給与勧告に関する基本方針について |
| 12 | 03.09.09 | ・ 令和3年7月21日付け措置要求の決定について（継続審議） ・ 職員の給与に関する報告及び勧告 |
| 13 | 03.09.21 | ・ 職員の給与に関する報告及び勧告（継続審議） ・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・ 消防吏員の昇任選考について |
| 14 | 03.10.08 | ・ 令和3年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部及び社会人経験者の部）試験第1次試験受験状況及び実施結果 ・ 令和3年度障がいのある方を対象とした職員採用選考申込状況 ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 解雇予告除外認定について ・ 解雇予告除外認定について |
| 15 | 03.10.20 | ・ 任命権者に委任している競争試験等の実施結果について（令和3年度前期） ・ 解雇予告除外認定について |
| 16 | 03.11.01 | ・ 人事委員会委員長の選挙について ・ 令和3年度係長職候補者試験の実施状況について |
| 17 | 03.11.09 | ・ 令和3年度職員採用（短大の部、資格・免許職、高校の部）試験採用候補者名簿の確定について |

| No. | 開催年月日 | 審 議 案 件 |
|-----|------------|---|
| 18 | 03. 11. 17 | ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） |
| 19 | 03. 11. 25 | ・条例案に対する意見について（札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案等） ・令和3年審第1号事案に係る審査について ・任命権者に委任した競争試験の受験資格要件等の改正について |
| 20 | 03. 11. 30 | ・条例案に対する意見について（札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案） ・条例案に対する意見について（札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案） ・札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 21 | 03. 12. 07 | ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・令和3年度職員採用（社会人経験者の部）試験採用候補者名簿の確定について ・令和3年度障がいのある方を対象とした職員採用選考第1次選考受験状況及び実施結果 |
| 22 | 04. 01. 06 | ・令和3年度係長職昇任候補者名簿の確定について ・令和3年度障がいのある方を対象とした職員採用選考最終合格者の確定について ・令和3年度労働基準法等に基づく定期調査実施結果について |
| 23 | 04. 01. 21 | ・一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・令和3年審第1号事案に係る審査について ・解雇予告除外認定について |
| 24 | 04. 02. 03 | ・学校事務職員の昇任選考について（教育長請求分） ・札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部改正に係る協議について ・解雇予告除外認定について ・令和4年度職員採用試験日程（案）について |
| 25 | 04. 02. 21 | ・条例案に対する意見について（札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案） ・職務に専念する義務の免除に係る特例承認等について ・令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 26 | 04. 03. 10 | ・札幌市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案 ・札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 ・札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について ・札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部改正に係る協議について |

| No. | 開催年月日 | 審 議 案 件 |
|-----|----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市教育委員会臨時的任用職員等の勤務条件に関する要綱の一部改正に係る協議について ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 27 | 04.03.22 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般職員の採用選考について（市長及び消防長請求分） ・ 一般職員の採用選考について（病院管理事業者請求分） ・ 職員の採用に係る初任給の承認について ・ 一般職員の昇任選考について（市長請求分） ・ 一般職員の昇任選考について（病院事業管理者請求分） ・ 消防吏員の昇任選考について ・ 一般任期付職員の任期更新について ・ 教育公務員から一般職員への転任選考について ・ 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について |
| 28 | 04.03.31 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会事務局職員の人事発令について ・ 札幌市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則等の一部を改正する規則案 ・ 札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 ・ 令和3年審第1号事案に係る審査について ・ 一般任期付職員の採用について ・ 令和4年度係長職候補者試験の日程について |

II 事務局

1 組織（令和4年4月15日現在）



2 主な事務分掌（令和4年4月15日現在）

<調査課>

- ・人事委員会の議事
- ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求
- ・職員の苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・労働基準監督機関の職権行使
- ・給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び立案等
- ・給与に関する報告及び勧告
- ・事務局の庶務、経理
- ・他課の主管に属しないこと

<任用課>

- ・人事に関する統計報告
- ・競争試験、選考その他任用
- ・勤務延長

3 予算（令和4年度）

49,343千円（前年度 47,318千円）

| | |
|-----------|----------|
| （内訳）・委員報酬 | 9,636千円 |
| ・人事委員会運営費 | 39,707千円 |

Ⅲ 任 用

令和3年度に人事委員会が行った競争試験及び選考の結果は、次のとおりである。

1 採 用

(1) 採用試験

ア 採用試験の実施状況

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

| 試験の種類 | 試験区分 | | 申込者数 | 受験者数 | 登録者数※ | 倍 率 |
|--------------------|---------|---------|-------|-------|-------|------|
| | 一 般 事 務 | | 人 | 人 | 人 | 倍 |
| 大 学 の 部 | | 行政コース | 1,218 | 859 | 143 | 6.0 |
| | | 福祉コース | 84 | 64 | 13 | 4.9 |
| | | 学 校 事 務 | 82 | 48 | 13 | 3.7 |
| | | 土 木 | 75 | 61 | 22 | 2.8 |
| | | 建 築 | 28 | 23 | 4 | 5.8 |
| | | 電 気 | 39 | 29 | 10 | 2.9 |
| | | 機 械 | 24 | 19 | 8 | 2.4 |
| | | 衛 生 | 101 | 81 | 8 | 10.1 |
| | | 造 園 | 18 | 17 | 4 | 4.3 |
| | | 消 防 吏 員 | 216 | 184 | 27 | 6.8 |
| | | 小 計 | 1,885 | 1,385 | 252 | 5.5 |
| 短 大 の 部 | | 一 般 事 務 | 132 | 93 | 12 | 7.8 |
| | | 学 校 事 務 | 23 | 16 | 5 | 3.2 |
| | | 土 木 | 11 | 6 | 3 | 2.0 |
| | | 電 気 | 4 | 3 | 2 | 1.5 |
| | | 機 械 | 5 | 3 | 1 | 3.0 |
| | | 消 防 吏 員 | 118 | 85 | 15 | 5.7 |
| | 小 計 | 293 | 206 | 38 | 5.4 | |
| 資 格 ・ 免 許 職 | | 保 健 師 | 48 | 45 | 6 | 7.5 |
| | | 保 育 士 | 76 | 60 | 27 | 2.2 |
| | | 栄 養 士 | 94 | 76 | 8 | 9.5 |
| | | 小 計 | 218 | 181 | 41 | 4.4 |
| 高 校 の 部 | | 一 般 事 務 | 282 | 209 | 31 | 6.7 |
| | | 学 校 事 務 | 26 | 20 | 2 | 10.0 |
| | | 土 木 | 17 | 15 | 6 | 2.5 |
| | | 電 気 | 13 | 11 | 3 | 3.7 |
| | | 機 械 | 4 | 4 | 2 | 2.0 |
| | | 消 防 吏 員 | 192 | 156 | 18 | 8.7 |
| | 小 計 | 534 | 415 | 62 | 6.7 | |
| 社 会 人 経 験 者 の 部 | 一 般 事 務 | 行政コース | 719 | 442 | 17 | 26.0 |
| | | 福祉コース | 82 | 64 | 5 | 12.8 |
| | | 土 木 | 53 | 33 | 4 | 8.3 |
| | | 建 築 | 14 | 9 | 1 | 9.0 |
| | | 電 気 | 27 | 17 | 2 | 8.5 |
| | | 機 械 | 33 | 25 | 4 | 6.3 |
| | | 衛 生 | 33 | 21 | 3 | 7.0 |
| | | 造 園 | 11 | 8 | 2 | 4.0 |
| | | 保 健 師 | 34 | 25 | 3 | 8.3 |
| | 保 育 士 | 62 | 53 | 4 | 13.3 | |
| | 小 計 | 1,068 | 697 | 45 | 15.5 | |
| 合 計 | | | 3,998 | 2,884 | 438 | 6.6 |

イ 試験日程

| 区分 日程 | 大学の部、保健師 | 短大の部、保育士、 栄養士、高校の部 | 社会人経験者の部 |
|----------------|---|--|---|
| 告知日 | 令和3年4月19日 | 令和3年6月24日 | 令和3年6月24日 |
| 受付期間 | 令和3年4月27日 ） 令和3年5月14日 | 令和3年7月1日 ） 令和3年7月16日 | 令和3年7月1日 ） 令和3年7月16日 |
| 第1次試験日 | 令和3年6月20日 ） 令和3年7月4日 | 令和3年9月26日 ） 令和3年10月10日 | 令和3年9月26日 ） 令和3年11月6日 |
| 第1次試験 合格発表日 | 大学の部 (一般事務(行政、福祉)、学校事務) 令和3年7月9日 上記以外 令和3年6月29日 | 短大及び高校の部 (一般事務、学校事務) 令和3年10月15日 上記以外 令和3年10月6日 | 一般事務 (行政、福祉) 令和3年11月12日 上記以外 令和3年10月22日 |
| 第2次試験日 | 令和3年6月29日 ） 令和3年8月2日 | 令和3年10月6日 ） 令和3年11月3日 | 令和3年10月22日 ） 令和3年11月28日 |
| 名簿確定日 | 令和3年8月10日 | 令和3年11月9日 | 令和3年12月7日 |
| 最終合格発表日 | 令和3年8月13日 | 令和3年11月12日 | 令和3年12月10日 |

(2) 採用選考

ア 公募式採用選考（障がいのある方を対象とした採用選考）

| 職 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 倍率 |
|------|------|------|------|--------|
| 一般事務 | 68 人 | 58 人 | 1 人 | 58.0 倍 |
| 学校事務 | 57 | 49 | 1 | 49.0 |

※選考職種の併願が可能であるため、申込・受験の数に重複がある。

| | |
|-----------|--------------------|
| 告知日 | 令和3年8月30日 |
| 受付期間 | 令和3年9月6日～令和3年9月17日 |
| 第1次選考日 | 令和3年11月14日 |
| 第1次選考合格発表 | 令和3年12月1日 |
| 第2次選考日 | 令和3年12月21日 |
| 最終合格発表 | 令和4年1月7日 |

イ 非公募式採用選考

令和3年度の採用選考の結果は、局長職0名、部長職3名、課長職4名、係長職2名及び一般職2名である。

2 昇 任

(1) 係長職候補者試験

ア 係長職候補者試験の概要

係長職候補者試験は、事務職にあつては、昭和45年度から、技術職（土木系、建築系、設備系、衛生系）にあつては、平成2年度からそれぞれ行っている。

年齢階層に応じた能力実証を行うため、年齢による区分を設定し（Ⅰ…満50歳以上、Ⅱ…満40歳以上かつ満50歳未満、Ⅲ…満40歳未満）、また、受験者の負担を軽減するため、第1次試験の免除制度を設け、第2次試験の不合格者に対して、第1次試験に合格した年度の次の年度以降5年間、第1次試験を免除している。

イ 係長職候補者試験の実施状況

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

| 試験の種別 | | 有資格者数 | 受験者数 | 登録者数※ | 倍率 |
|-------|----|-------|-------|-------|------|
| | | 人 | 人 | 人 | 倍 |
| 事務 | Ⅰ | 530 | 70 | 6 | 12.0 |
| | Ⅱ | 775 | 297 | 41 | 7.5 |
| | Ⅲ | 1,204 | 773 | 48 | 16.3 |
| | 小計 | 2,509 | 1,140 | 95 | 12.2 |
| 土木系 | Ⅰ | 67 | 5 | 1 | 5.0 |
| | Ⅱ | 103 | 73 | 11 | 6.9 |
| | Ⅲ | 236 | 190 | 17 | 11.5 |
| | 小計 | 406 | 268 | 29 | 9.5 |
| 建築系 | Ⅰ | 5 | 0 | 0 | - |
| | Ⅱ | 22 | 13 | 1 | 13.0 |
| | Ⅲ | 81 | 62 | 3 | 20.7 |
| | 小計 | 108 | 75 | 4 | 18.8 |
| 設備系 | Ⅰ | 40 | 4 | 2 | 2.5 |
| | Ⅱ | 41 | 35 | 4 | 9.5 |
| | Ⅲ | 136 | 107 | 7 | 15.6 |
| | 小計 | 217 | 146 | 13 | 11.7 |
| 衛生系 | Ⅰ | 18 | 2 | 0 | - |
| | Ⅱ | 49 | 24 | 3 | 8.0 |
| | Ⅲ | 127 | 71 | 6 | 12.0 |
| | 小計 | 194 | 97 | 9 | 10.9 |
| 合計 | Ⅰ | 660 | 81 | 9 | 9.3 |
| | Ⅱ | 990 | 442 | 60 | 7.6 |
| | Ⅲ | 1,784 | 1,203 | 81 | 15.1 |
| | 総計 | 3,324 | 1,726 | 150 | 11.8 |

ウ 試験日程

| 告知日 | 第1次試験日 | 第1次試験合格発表日 | 第2次試験日 | | 係長職昇任候補者名簿確定日 |
|-----------|------------|------------|------------|--------------|---------------|
| | | | 論述試験 | 面接試験 | |
| 令和3年8月23日 | 令和3年10月23日 | 令和3年11月12日 | 令和3年11月27日 | 令和3年12月6～14日 | 令和4年1月6日 |

※第1次試験は、令和3年11月7日に追試験を実施。

(2) 昇任選考

令和3年度の昇任選考の結果は、一般職員179名（局長職12名、部長職38名、課長職102名、係長職27名）、消防吏員15名（消防正監2名、消防監3名、消防司令長10名）、学校事務係長職2名、計196名である。

3 転任（選考）

令和3年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が1名である。

4 任命権者に委任している任用

(1) 採用（選考）

| 任命権者 | 職 | 被選考者数 | 合格者数 | 倍率 | |
|-------------|---------------------|---------|-----------|-----------|------|
| 市長 | 言語聴覚士 | 人 5 | 人 1 | 倍 5.0 | |
| | 任期付職員 | 72 | 21 | 3.4 | |
| | 現業職 | 254 | 30 | 8.5 | |
| | 会計年度任用職員 (フルタイム) | 162 | 143 | 1.1 | |
| 病院事業 管理者 | 一般職員 | 医師 | 31 | 31 | 1.0 |
| | | 薬剤師 | 4 | 2 | 2.0 |
| | | 助産師 | 14 (0) | 12 (0) | 1.2 |
| | | 看護師 | 94 (5) | 68 (2) | 1.4 |
| | | 医療情報職 | 11 | 1 | 11.0 |
| | | 臨床検査技師 | 13 | 3 | 4.3 |
| | | 臨床工学技士 | 3 (1) | 0 (0) | - |
| | | 診療放射線技師 | 9 | 1 | 9.0 |
| | | 理学療法士 | 3 | 1 | 3.0 |
| | | 言語聴覚士 | 2 | 0 | 2.0 |
| 視能訓練士 | 1 | 1 | 1.0 | | |
| 交通事業 管理者 | 高速電車運転手 | 144 | 13 | 11.1 | |

()内数字は職務経験者数

(2) 昇任（競争試験）

| 任命権者 | 試験の種別※ | 受験者数 | 合格者数 | 倍率 |
|-------|-------------|------|------|-----|
| 消 防 長 | | 人 | 人 | 倍 |
| | 消 防 司 令 | 188 | 22 | 8.5 |
| | 消 防 司 令 補 A | 296 | 35 | 8.5 |
| | 消 防 司 令 補 B | 4 | 4 | 1.0 |
| | 消 防 士 長 A | 217 | 48 | 4.5 |
| | 消 防 士 長 B | 0 | 0 | - |
| | 合 計 | 705 | 109 | 6.5 |

※試験の種別

- ・ 消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・ 消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・ 消防士長A：大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防士の階級にある者
- ・ 消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満40歳以上の者

(3) 転任（競争試験）・・・現業職員からの転任

| 任命権者 | 試験の種別 | 受験者数 | 合格者数 | 倍率 |
|------|----------|------|------|------|
| 市 長 | | 人 | 人 | 倍 |
| | 一 般 事 務 | 89 | 3 | 29.7 |
| | 一般技術（土木） | 3 | 0 | - |

IV 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法の規定するところにより、職員給与の実態調査及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態調査を実施し、給与等に関する調査研究を行ったうえで、令和3年9月21日に札幌市議会及び札幌市長に対して職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員給与の調査

| 項目 | 内 容 |
|------|---|
| 調査名 | 「令和3年札幌市職員給与実態調査」 |
| 調査目的 | 本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため |
| 調査対象 | 行政職、消防職及び医師職等の5種6給料表の適用職員（再任用職員以外17,087人、再任用職員1,133人） |
| 調査時点 | 令和3年4月1日現在 |
| 調査内容 | 令和3年4月分の給与月額、諸手当の支給状況等 |

(2) 民間給与の調査

| 項目 | 内 容 |
|------|---|
| 調査名 | 「令和3年職種別民間給与実態調査」 |
| 調査目的 | 職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較等を行うため |
| 調査対象 | 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所から抽出した164所 |
| 調査内容 | 令和3年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額、手当等 令和3年4月分の初任給の状況 令和2年8月から令和3年7月までの特別給の支給実績 民間企業における給与改定の状況等 |
| 調査期間 | 令和3年4月26日から同年6月22日までの間 |

(3) 職員給与と民間給与の比較（公民給与の較差）

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較 差 (A)－(B) |
|----------|----------|----------------|
| 349,125円 | 349,276円 | △151円 (△0.04%) |

(4) むすび

| 項目 | 内 容 |
|---------|--|
| 1 給与の改定 | <p>(1) 月例給</p> <p>本年4月現在で民間給与が職員給与をわずかに下回っているものの、ほぼ均衡している状況にあること、また、本年の公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うには十分でないことから、本年は行政職給料表及び諸手当の改定を見送ることが適当である。</p> <p>消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、本年は改定を見送ることが適当である。</p> <p>医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表について</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>は、これまで人事院勧告の内容に準じて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことから、改定を見送ることが適当である。</p> <p>教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、これまで人事院勧告の内容を踏まえて改定してきており、本年は人事院が改定を見送ったことを踏まえ、改定を見送ることが適当である。</p> <p>(2) 特別給</p> <p>期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き下げる必要がある。引下げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める必要がある。</p> <p>また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。</p> <p>(3) 実施時期</p> <p>前記(2)の改定については、この改定を実施するための条例の公布の日からの実施とすることが適当である。ただし、令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定については、令和4年4月1日からの実施とすることが適当である。</p> |
| <p>2 人事・給与制度及びその他の勤務条件</p> | <p>全国的な高齢化及び人口減少の進展に伴う諸課題については、従前から様々な指摘がされているところであるが、とりわけ労働力不足が深刻な課題として顕在化している。</p> <p>このような状況の中、限られた人材でこれまで同様の経済活動を継続していくためには、生産性を上げることが不可欠であることから、社会全体において、ICTを活用したより効率的な仕事の仕組みや多様な人材が柔軟にその能力を発揮するための労働環境等の整備などが模索されている。</p> <p>行政分野においては、社会の多様化などにも伴い行政に対するニーズがさらに高度化・複雑化しつつあり、これまでのサービス水準を維持するだけでなく、より迅速かつ的確に質の高いサービスを提供していくことが求められている。</p> <p>そのため、本市においては、既成概念にとらわれず民間企業や他の地方公共団体等の先進事例も参考にしながら、以下の項目で述べる取組を相互に関連づけ有機的に展開することにより、職員力を向上させ、市民サービスの維持・向上、ひいては市政の発展につなげていくことが求められている。</p> <p>(1) 人材の確保及び育成</p> <p>労働力人口が減少していく中、市民サービスの維持向上を図る必要がある。加えて介護・福祉に関する支援ニーズの増加、新型コロナ</p> |

ナウイルス感染症対策のような一定期間内の業務量の増加なども予想されることから、これまで以上に時代環境に適応できる有為な人材を安定的に確保していかなければならない。

そのため、任命権者においては、様々な業務の効率化で得られた人的資源を有効に活用することや、任期付採用制度の適切な運用など、時代に即した人事制度について検討していくことが求められる。

また、本委員会と任命権者が連携し、個々の職員が能力・経験を十分に発揮し、意欲をもって全力で働ける職場環境を整備し、受験者層が本市で働きたいと感じてもらえるよう公務の魅力を高め、これを積極的に発信していくことが重要である。

特に、技術職の人材確保については依然として厳しい状況が続いていることから、大学・学生等への効果的なアプローチやインターンシップの拡充、WEB等を活用した広報活動の充実に加え、長期的な視点に立ち職員採用に取り組むことも必要である。

さらに、職場を取り巻く環境が変化する中でも知識や経験を引継ぎ、的確に市政を運営していくためには、各職場における効果的なOJTを実施するほか、民間企業との派遣研修等で得られる新たな視点を活用するなど、職員を育成し能力を高めあう組織風土を醸成していくことが求められる。

(2) 女性の活躍推進

多様な価値観を反映した市政運営を進めるためには、女性職員の視点や感性を一層生かしていくとともに、管理職登用についてもより積極的に取り組んでいくことが求められている。その中で、本市においては女性管理職割合は着実に増加しているものの、係長職候補者試験における女性職員の受験率は横ばいの状況にある。

このため、本委員会においては、出産や育児における係長職候補者試験の一次試験免除期間延長制度や試験会場における託児サービスを実施しているほか、本年度からは、これまで日曜日を実施していた一次試験を、保育所の利用可能な土曜日に行うなど、男女が共に子育てしながら昇任を目指すことができる環境を整備したところである。

任命権者においては、女性職員が出産や育児等のライフステージに応じた多様なキャリアデザインを描けるよう、個々の状況に応じたフォロー体制の強化や計画的な育成など、息の長い取組が必要である。例えば、出産・育児期等の時間的制約があるような場合でも政策形成過程に携わる職務を経験する機会の付与や必要な研修を支援するなど、経験不足による昇任への不安を払拭し、昇任意欲の向上につなげていくことが求められる。

また、後述するワーク・ライフ・バランスの実現は、女性職員の活躍の推進に留まらず、男女を問わず個々の職員の能力発揮を促進するものであることから、管理監督者が性別を意識することなく活

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>躍できる職場環境や柔軟な人事管理、多様で柔軟な働き方等についての理解を深め、職場全体の意識向上に努めていくことが重要である。</p> |
| <p>3 ワーク・ライフ・バランスの実現</p> | <p>(1) 長時間労働の是正</p> <p>長時間労働の是正は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の向上などの観点から重要であり、それが結果として行政サービスの質を向上させることも踏まえて取り組んでいく必要がある。</p> <p>本市においては、条例及び人事委員会規則を改正し、平成31年4月から時間外勤務の上限を設けるなど長時間労働の是正に努めてきたところである。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の対策業務などにより、特例業務を行うことで上限時間を超えて時間外勤務を行っている職員が存在する状況にある。</p> <p>任命権者においては、その要因の分析を行い、確実に改善を図るとともに、業務量に応じた適時適切な人員配置が望まれる。</p> <p>また、本市では、業務の見える化、書面・押印・対面を前提とした制度や運用の見直し、組織体制の見直しの取組を進めているところであり、これらの取組が行政サービスの維持・向上はもちろんのこと、業務の見直しや効率化によって職員の長時間労働の是正にも寄与することを期待する。</p> <p>なお、教員の長時間労働の是正に向けては、本市教育委員会が昨年6月に「札幌市立学校における働き方改革に向けて（指針）」を策定し、学校における好事例の共有やICTを活用した校務の効率化など、教員の業務負担軽減に取り組んでいるところである。教員の長時間労働は、教員の健康維持、人材確保、教育の質の確保に影響を及ぼすことから、本指針に基づいた実効性のある取組を継続的に進めていくことが必要である。</p> <p>(2) 多様で柔軟な働き方の推進</p> <p>質の高い行政サービスの提供を維持するためには、職員誰もが能力を十分発揮できる柔軟な働き方が可能な環境の整備が重要である。</p> <p>任命権者は、これまで定時退庁、休暇取得の促進や「札幌市子育て・女性職員応援プラン」に基づく子育て支援などを行ってきたところであり、引き続き職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援する必要がある。同プランでは、家庭面での利点だけでなく、業務面での効率化意識の向上につながるとして、男性職員の家庭での活躍を推進しており、男性職員が育児休業や休暇を取得しやすい環境を整備することも重要である。</p> <p>また、不妊治療と仕事の両立を支援するため、国の動向を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の整備についても検討を進めていく必要がある。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、国や</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>地方公共団体、民間企業において、フレックスタイムやテレワークなど、時間や場所に捉われない働き方の取組が加速されたところであり、本市においても、臨時的に時差出勤、在宅勤務を実施してきたところである。そのうち時差出勤については、本年4月から職員のワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を推進すること等を目的として継続的に実施可能な制度としたところである。今後も引き続き、国、他の地方公共団体、民間企業などの取組を参考にしながら、柔軟な働き方の検討が求められる。</p> <p>また、今日、データとデジタル技術を活用して、制度や組織、仕事の仕組みそのものを変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められており、本市においても所管部署を設けて取組が進められているところである。DXの進展が、市民サービスの向上はもちろんのこと職員のワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方の推進にも寄与することを期待する。</p> |
| <p>4 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）</p> | <p>職員の心身の健康は、職員個人はもちろんのこと効率的な公務運営や質の高い行政サービスの提供にとっても重要である。しかしながら、本市では、休務・休職者のうちメンタルヘルス不調に起因する者の割合が高い傾向が依然として続いている。</p> <p>このような状況から、任命権者には、引き続き1次予防（心の健康増進、未然防止）、2次予防（早期発見、早期治療）、3次予防（職場復帰、再発防止）の各段階における取組の積極的な実施が求められる。</p> <p>また、職員の心理的負担軽減のため、日常的に職員と接する管理監督者は、ストレスチェックの集団分析結果を活用して、職場における業務負荷やストレスの状況を把握し、積極的に職場環境の改善に努めることを期待する。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員がストレスを受けやすい状態が長期化し、とりわけ応援業務従事や在宅勤務では職員の不調を把握し難くなっている状況を認識し、これまで以上に職員のメンタルヘルスに意識を向ける必要がある。また、職員においては、心の健康づくりの重要性を認識し、自発的に心身の健康の保持増進やストレス対処に努められたい。</p> |
| <p>5 ハラスメントの防止</p> | <p>パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントを防止することは、職場環境における重要な課題である。</p> <p>これらのハラスメントを防止するため、任命権者においては、これまでも周知・啓発や相談体制の整備などの措置を講じてきたところであるが、引き続き職員が相談しやすい環境づくりなどの取組を進める必要がある。</p> <p>また、管理監督者においては、日頃から職員と適切なコミュニケーションを図るよう努め、ハラスメントを未然に防止するとともに問題発生時には迅速・適切に対応することが求められる。これに加え</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>て、パワー・ハラスメントが職員の人格や尊厳を傷つけるのみならず、職場の士気を低下させ、職場環境に甚大な影響を与えることを十分認識し、自らの言動に注意する必要がある。職員においては、ハラスメント問題に対する理解を深め、自らがハラスメントを行わないという意識を高めていくことが求められる。</p> |
| 6 服務規律の確保 | <p>本委員会では、これまでも公務員倫理の確立や服務規律の確保について繰り返し言及し、任命権者においても様々な取組を実施してきたところであるが、依然として飲酒運転、わいせつ行為、薬物所持などの不祥事が発生している。新型コロナウイルス感染症の拡大防止など職員が業務に尽力する中、これらの一部の不祥事によって市民の信頼を大きく損なう事態となっている。</p> <p>このため、任命権者においては、引き続き様々な機会を活用して公務員倫理を周知徹底するとともに、風通しの良い職場風土を形成することが求められる。</p> <p>また、管理監督者においては、自ら職員の模範となるよう行動し、職場における適切なマネジメントを発揮するとともに、令和2年に策定した「札幌市内部統制基本方針」を職員に浸透させ、財務事務におけるリスク発生の未然防止や発生時の早期対応を図り、適正な事務執行の確保に努められたい。職員一人ひとりにとっては、職務の内外を問わず公務員としての自覚を常に欠かさず高い倫理観を持って行動することが求められる。</p> |
| 7 消防職員の給与制度等の見直し | <p>職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとするいわゆる職務給の原則に基づいた給与制度の整備が行われてきたところである。</p> <p>本委員会は、この原則に基づき、令和元年の職員の給与に関する報告及び勧告において、消防職員の給与制度等について見直しに向けた検討を行っていく必要があるとの報告を行い、これまで関係機関において検討を重ねてきたところである。</p> <p>これまでの検討経緯を踏まえ、消防職員の階級制度やそれに伴う職務・職責などの実態を考慮した制度の見直しに向け、所要の規程整備その他必要な準備を関係機関が連携して行う必要がある。</p> |
| 8 高齢期雇用の在り方 | <p>本年6月、地方公務員についても、国家公務員同様、定年を令和5年4月から段階的に引き上げるとともに、役職定年制の導入等の措置を講ずることとする地方公務員法の一部を改正する法律が公布された。</p> <p>本市においては、豊富な知識、経験を次世代に円滑に継承するという再任用職員の役割の重要性に鑑み、原則フルタイム勤務として、知識、経験を活かせる職場へ配置し、必要に応じて人事異動も行うなど、再任用職員の積極的な活用を図ってきたところである。</p> <p>また、再任用職員は、日常業務に加えて若手職員の育成や役職者の補佐といった組織力向上に資する役割も担ってきたところである。</p> <p>このような本市の実情を踏まえ、職員が60歳を超える年齢となって</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>からもその能力を発揮し、高い意欲を持って職務に精励できるよう、再任用職員の処遇や役職定年後の職員が担う役割とそれに応じた職の在り方等を含めて、制度構築に向けた検討を進め、関係職員に対して適宜情報提供を行うことが求められる。</p> <p>なお、任命権者においては、高齢層職員のみならず職員全体のキャリア形成への影響も考慮し、昇任管理を含めた人事制度の総合的な検討に努められたい。</p> |
| | <p>(おわりに)</p> <p>社会状況が大きく変化しようとしている中、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大も収まらず、これまで以上に、様々な課題解決に向けた取組が行政に求められている。</p> <p>これらに対応するため、本市においても多様な有為の人材を確保し、職員がそれぞれの能力を発揮し、誇りとやりがいを持って職務に精励できる公務職場を実現することが必要である。</p> <p>市議会及び市長にあつては、勧告制度の趣旨に理解を示され、この勧告を速やかに実施されることを期待する。</p> |

(5) 勧告

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 1 期末手当 | <p>期末手当については、以下のとおり改定すること。</p> <p>(1) 令和3年12月期の支給割合</p> <p>ア イ及びウ以外の職員 期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあつては、0.625月分）とすること。</p> <p>イ 特定職員 期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。</p> <p>ウ 特定任期付職員 期末手当の支給割合を1.575月分とすること。</p> <p>(2) 令和4年6月期以降の支給割合</p> <p>ア イ及びウ以外の職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分）とすること。</p> <p>イ 特定職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。</p> <p>ウ 特定任期付職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。</p> |
| 2 改定の実施時期 | <p>この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)については、令和4年4月1日から実施す</p> |

| | |
|--|------|
| | ること。 |
|--|------|

2 職員に関する条例の制定、改廃に関する意見の申出

本委員会は、市議会から「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

| 年 月 日 | 条 例 案 名 | 概 要 |
|-----------|---|---|
| R3. 7. 5 | 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | 本市における公務の能率的運営を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する任期付職員を新たに採用することができるようにするため、所要の改正を行う。 |
| 3. 11. 25 | 札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案 | 人事委員会の勧告等を考慮して、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、消防職員の給与制度について、階級制度やそれに伴う職務、職責等の実態を考慮した見直しを行うため、所要の改正を行う。 |
| | 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | 人事委員会の勧告等を考慮して、期末手当の支給割合を引き下げするため、所要の改正を行う。 |
| | 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| | 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 | 本市の一般職の職員の給与改定、会計年度任用職員の任期等を考慮して、本市の会計年度任用職員の令和3年12月に支給する期末手当の支給割合については据え置く特例を講ずる等のため、所要の改正を行う。 |
| 3. 11. 30 | 札幌市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案 | 職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正により、国家公務員のサービスの宣誓の方法が改められたこと等を踏まえ、本市職員のサービスの宣誓について、任命権者等の面前での宣誓書への署名及び押印の義務を廃止するため、所要の改正を行う。 |
| | 札幌市立学校教育職員特殊勤務 | 公立夜間中学として設置予定の星友館 |

| | | |
|----------|------------------------------|---|
| | 手当条例の一部を改正する条例案 | 中学校に勤務する教育職員に対し、夜間中学勤務手当を支給するため、所要の改正を行う。 |
| 4. 2. 21 | 札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、本市の一般職非常勤職員における育児休業及び部分休業に係る取得要件のうち在職期間に係る要件を廃止するため、所要の改正を行う。 |

V 公平審査

1 勤務条件に関する措置要求の審査

令和3年度における措置要求事案は、次のとおりである。

| 事 案 名 | 受理年月日 〔要求書提出年月日〕 | 要求者 | 審査状況 |
|-------------------------------------|---------------------|-----|----------------|
| 勤務条件（昇給及び昇任に関する差別的取扱いの是正）に関する措置要求事案 | (R3. 7. 21) | 1 | R3. 9. 9 却下 |

2 不利益処分に関する審査請求の審査

令和3年度における審査請求事案は、次のとおりである。

| 事 案 名 | 受理年月日 | 処分者 | 審査状況 |
|------------------------------|----------|-------|------|
| | | 処分内容 | |
| 懲戒免職処分取消請求事案 (令和3年審第1号事案) | R3. 3. 9 | 教育委員会 | 係属中 |
| | | 懲戒免職 | |

3 職員からの苦情の処理

令和3年度における相談件数は、次のとおりである。

| | 任用 | 給与 | 勤務条件等 | 福利厚生 | 公平審査 | セクハラ・いじめ | その他 | 合計 |
|----|-----|-----|-------|------|------|----------|-----|-----|
| 相談 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 4 件 | 1 件 | 6 件 |
| 処理 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 6 |

VI 職 員 団 体

1 職員団体の登録

令和4年4月15日現在、職員団体の登録等に関する条例に基づき人事委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

| 職員団体の名称 | 事務所所在地 | 単一体、 連合体の別 | 法人格 の有無 | 登録年月日 |
|----------------|------------------------------|---------------|------------|-------------|
| 自治労札幌市役所職員組合 | 札幌市中央区北1条西2丁目 (本庁舎内) | 単一体 | 有 | S41. 10. 12 |
| 札幌市立高等学校教職員組合 | 札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内) | 〃 | 無 | S47. 9. 14 |
| 自治労札幌市学校事務労働組合 | 札幌市北区北6条西7丁目 (北海道自治労会館内) | 〃 | 〃 | S49. 7. 23 |
| 札幌市教職員組合 | 札幌市中央区南3条西12丁目 (北海道教育会館内) | 〃 | 有 | H29. 3. 23 |
| 全札幌教職員組合 | 札幌市東区北9条東1丁目 (北海道労働センター内) | 〃 | 〃 | H29. 4. 20 |

なお、令和3年度中における登録事項の変更状況は次のとおりである。

| 職員団体の名称 | 登録事項の変更件数 | |
|----------------|-----------|-----|
| | 役員 | 規約 |
| 自治労札幌市役所職員組合 | 1 件 | 0 件 |
| 札幌市立高等学校教職員組合 | 0 | 0 |
| 自治労札幌市学校事務労働組合 | 1 | 0 |
| 札幌市教職員組合 | 1 | 1 |
| 全札幌教職員組合 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 1 |

2 管理職員等の指定状況

本市における機関別管理職員等の数及び指定率は、次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

| 機 関 | | 局長職 | 部長職 | 課長職 | 係長職 | 一般職 | 計 | |
|-------------------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | |
| 議 会 事 務 局 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 | |
| 市長 部局 | 本 庁 | 22 | 110 | 284 | 79 | 31 | 526 | |
| | 区 役 所 | 10 | 40 | 189 | 10 | 0 | 249 | |
| 教育委員会事務局 | | 2 | 6 | 19 | 12 | 10 | 49 | |
| 人事委員会事務局 | | 1 | 1 | 2 | 6 | 0 | 10 | |
| 市選挙管理委員会 事 務 局 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | |
| 監 査 事 務 局 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 | |
| 計 | | 37 | 160 | 501 | 110 | 41 | 849 | |
| 指 定 率 (注 1) | | 10.18% | | | | | | |

(令和4年5月1日現在)

| 機 関 | 校長及 び園長 | 副校長 | 教頭 | 事務長 | 局長職 | 部長職 | 教務 主事等 | 課長職 | 係長職 | 計 |
|---------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 幼 稚 園 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 小 学 校 | 196 | 0 | 199 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 396 |
| 中 学 校 | 97 | 0 | 101 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 199 |
| 高 等 学 校 | 7 | 4 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 中等教育学校 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 特別支援学校 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 計 | 315 | 5 | 313 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 648 |
| 指 定 率 (注 2) | 6.80% | | | | | | | | | |

(注1) 「指定率」の算出基礎となった職員数には、特別職、企業職員、消防職員、教職員（教職員から事務職員に転任している職員を除く。）及び単純労務職員は含まれていない。

(注2) 「指定率」の算出基礎となった教職員数には、学校事務職員及び学校栄養職員を含み、教職員から事務職員に転任している職員並びに単純労務職員は含まれていない。

VII 労働基準監督機関

1 適用事業所の号別決定

北海道労働局との協定による適用事業所の号別決定は、次のとおりである。

[令和4年4月1日現在]

| 監督機関 | 労働基準法別表第1号別等 | 任命権者 | 事業又は事務所 |
|--------|-----------------|---------|--|
| 労働局 | 第1号 | 市長 | 各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。） |
| | 第3号 | 市長 | 各区土木部 |
| | 第13号 | 市長 | 精神保健福祉センター／子ども発達支援総合センター（はるにれ学園及び発達医療センターを除く。）／はるにれ学園／発達医療センター／保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物管理センターを含み、施設課を除く。）／各保育・子育て支援センター／各保育園／児童相談所家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係／各区保健福祉部健康・子ども課 |
| | 第15号 | 市長 | 保健所施設課／各清掃事務所／処理場管理事務所（各処理場を含む。）／各清掃工場／各下水管理センター |
| 人事委員会 | 第12号 | 市長 | 衛生研究所／認定こども園にじいろ／農業支援センター／円山動物園 |
| | | 消防長 | 消防学校 |
| | | 教育委員会 | 教育センター／中央図書館／各小学校／各中学校／各高等学校／開成中等教育学校／各特別支援学校／各幼稚園 |
| | 別表第1各号に該当しない官公署 | 市長 | 本庁市長事務部局（文化部、スポーツ部、招致推進部、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。）／自治研修センター／情報システム部／東京事務所／各市税事務所／児童相談所（家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係を除く。）／中央卸売市場／下水道河川局（事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。）／各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。） |
| | | 消防長 | 消防本部（総務部消防学校を除く。）／各消防署 |
| | | 教育委員会 | 教育委員会事務局（学校教育部教育センター及び中央図書館を除く。） |
| | | 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 |
| | | 人事委員会 | 人事委員会事務局 |
| 代表監査委員 | 監査事務局 | | |
| 市議会議長 | 議会事務局 | | |

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。

2 職権行使の状況

令和3年度中に人事委員会が職権行使した主なものは、次のとおりである。

| 項 目 | 件 数 |
|-------------|-----------------|
| 解雇予告除外認定 | 認定 5件 不認定 0件 |
| 第一種圧力容器落成検査 | 0件 |
| 合 計 | 5 |

VIII 公平委員会の事務の受託

1 本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができるとされている。この規定に基づき、本委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体は、次のとおりである。

| 団 体 名 | 所 在 地 | 受託年月日 |
|----------------|----------------|-----------|
| 北海道後期高齢者医療広域連合 | 札幌市中央区南2条西14丁目 | H19. 7. 6 |

2 受託事務の内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次の事務を受託している。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査
- (2) 不利益処分に関する審査請求の審査
- (3) 職員の苦情処理
- (4) 職員団体の登録
- (5) 管理職員等の範囲を定める規則の制定

参 考 資 料

第1表 職 員 の 構 成

第2表 公 民 較 差 の 推 移

第 1 表 職員の構成

人事委員会では、毎年「職員数に関する資料収集」を行い、任用制度の研究・検討に必要な基礎的統計資料を作成している。

令和 4 年 4 月 1 日現在の本市全職員数（企業職員を含み、特別職を除く。）は、22,908 人であり、その内訳は図 1 のとおりである。

資料収集の対象としている職員は、教職員を除く一般職員、現業職員、消防吏員であるが、このうち一般職員の年齢構成等は図 2～図 7 のとおりとなっている。

図 1 職員の内訳



| 内 訳 | 職 員 数 |
|-------|-----------------|
| 一般職員 | 10,511 (45.9%) |
| 現業職員 | 1,417 (6.2%) |
| 消防吏員 | 1,829 (8.0%) |
| 教 職 員 | 9,151 (39.9%) |
| 合 計 | 22,908 (100.0%) |

図 2 一般職員の年齢別構成（全体）

一般職員全体 10,511人（平均39.8歳）

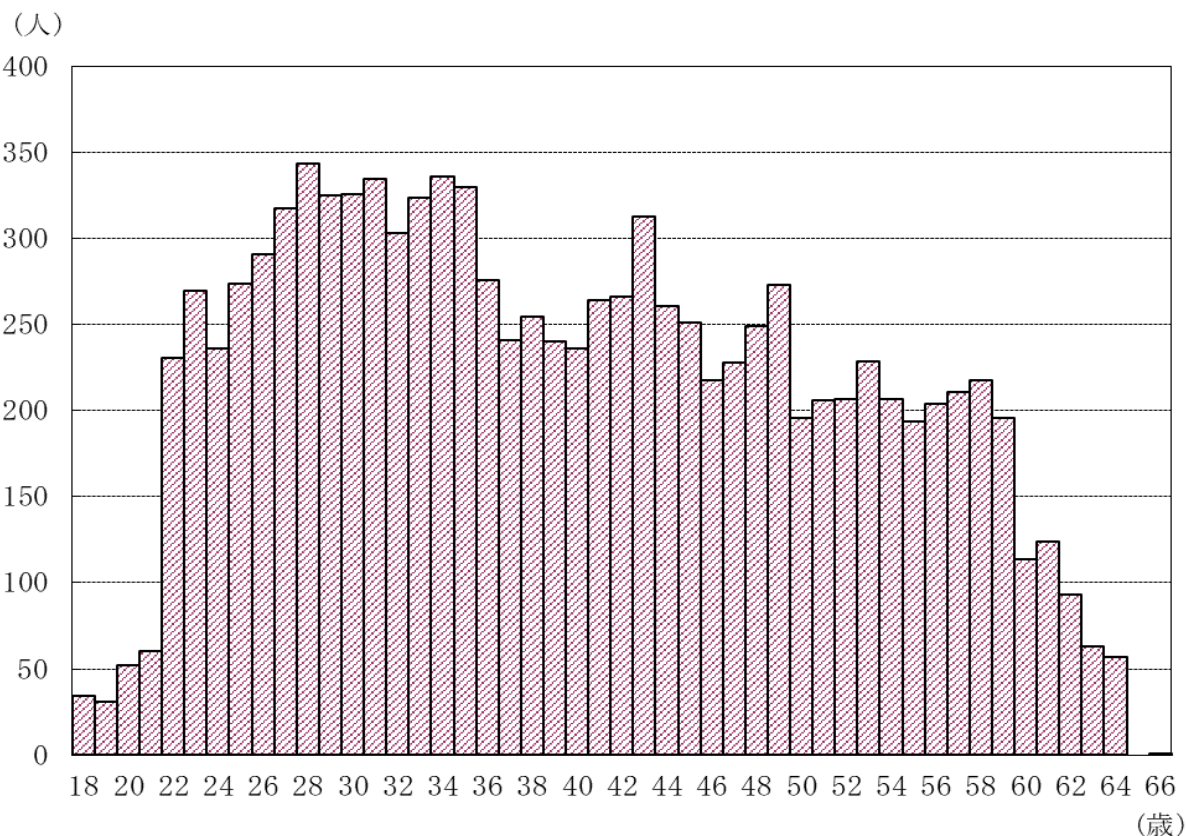


図3 一般職員の年齢別構成（事務職員）

事務職員 6,021人（平均40.2歳）

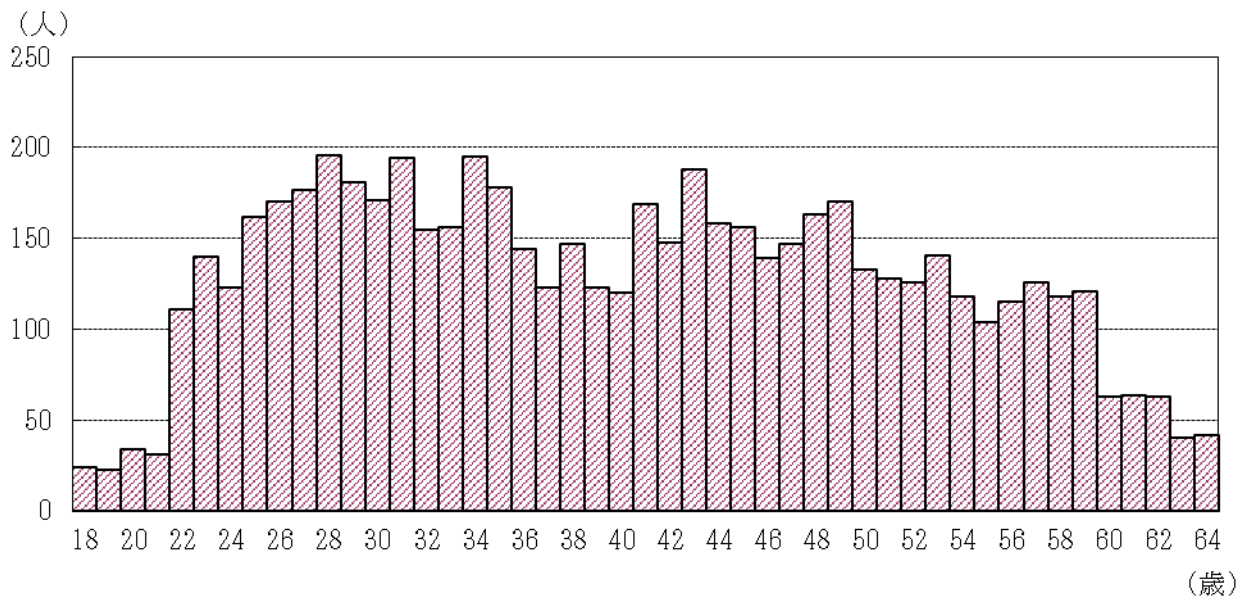


図4 一般職員の年齢別構成（技術職員）

技術職員 4,490人（平均39.2歳）

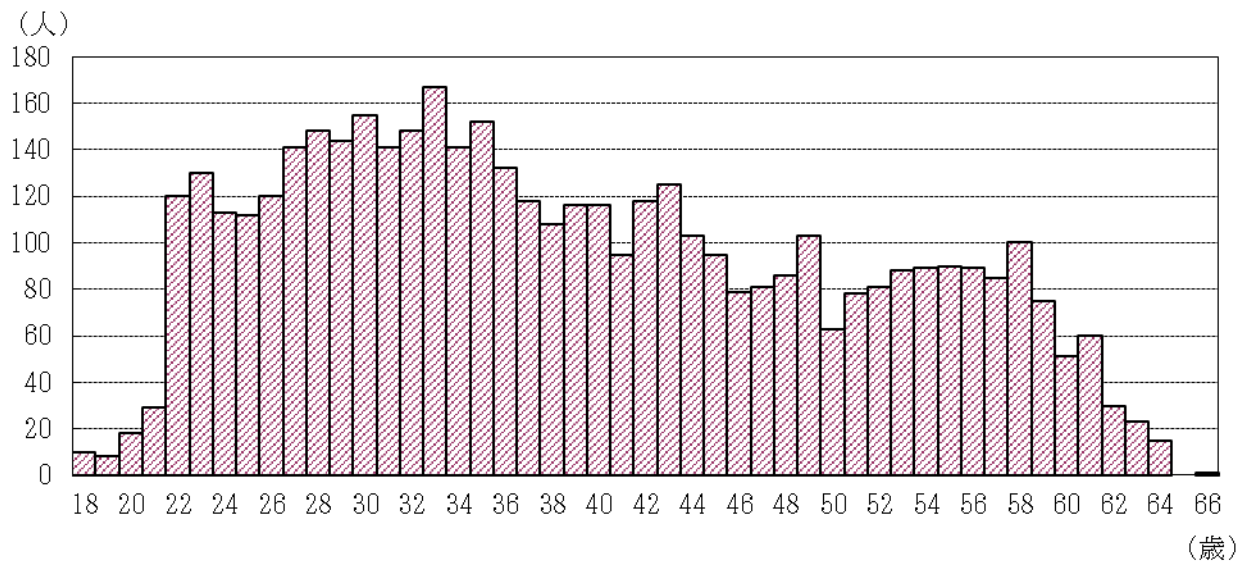
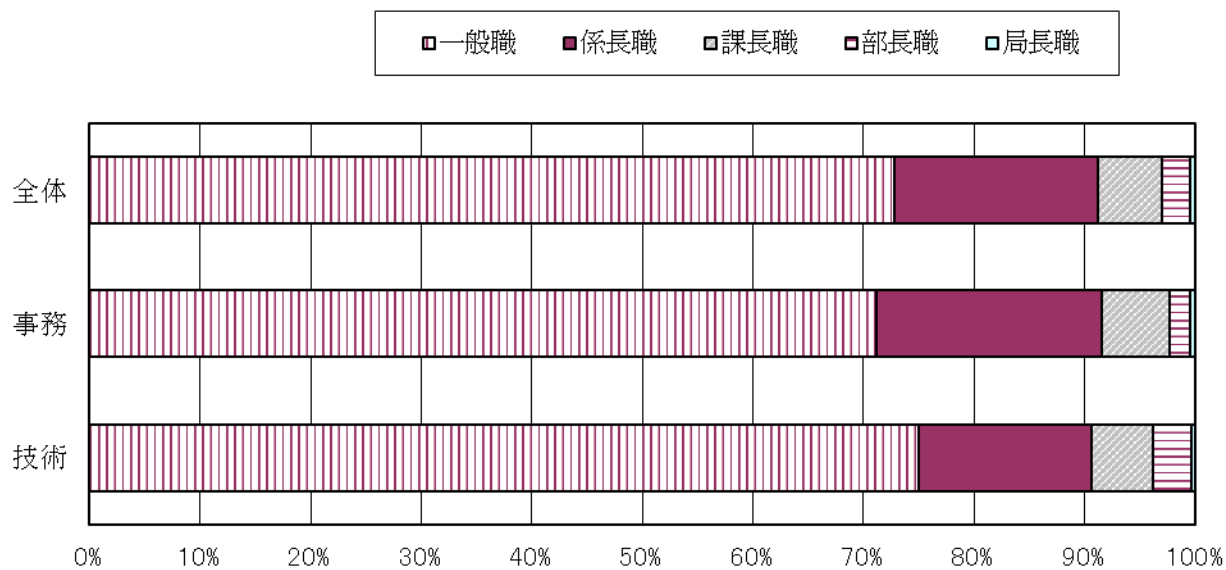
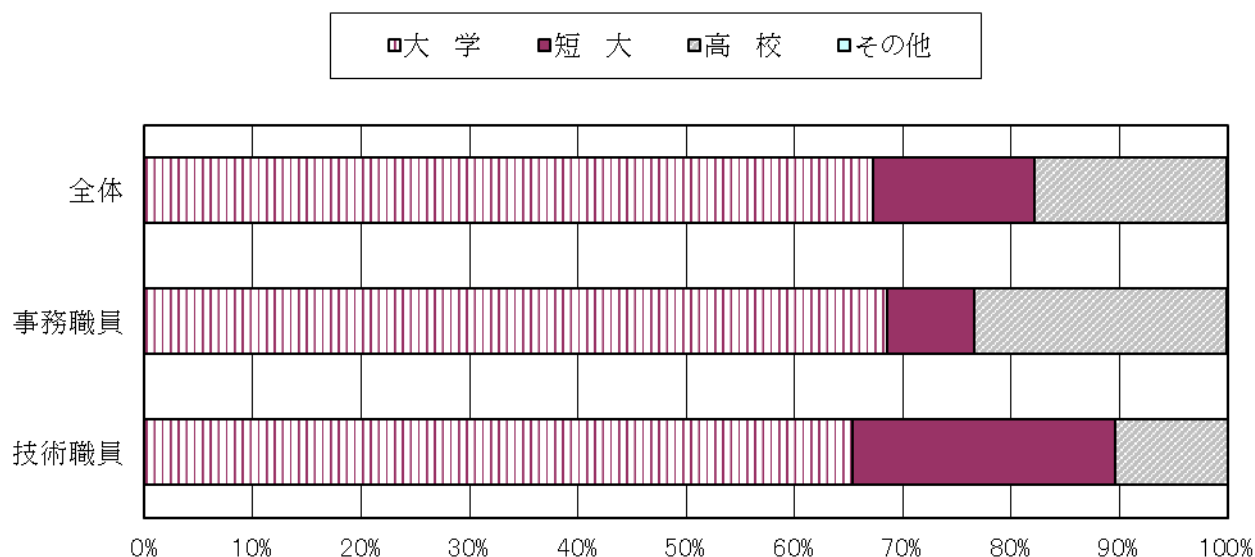


図5 一般職員の職の階位別構成



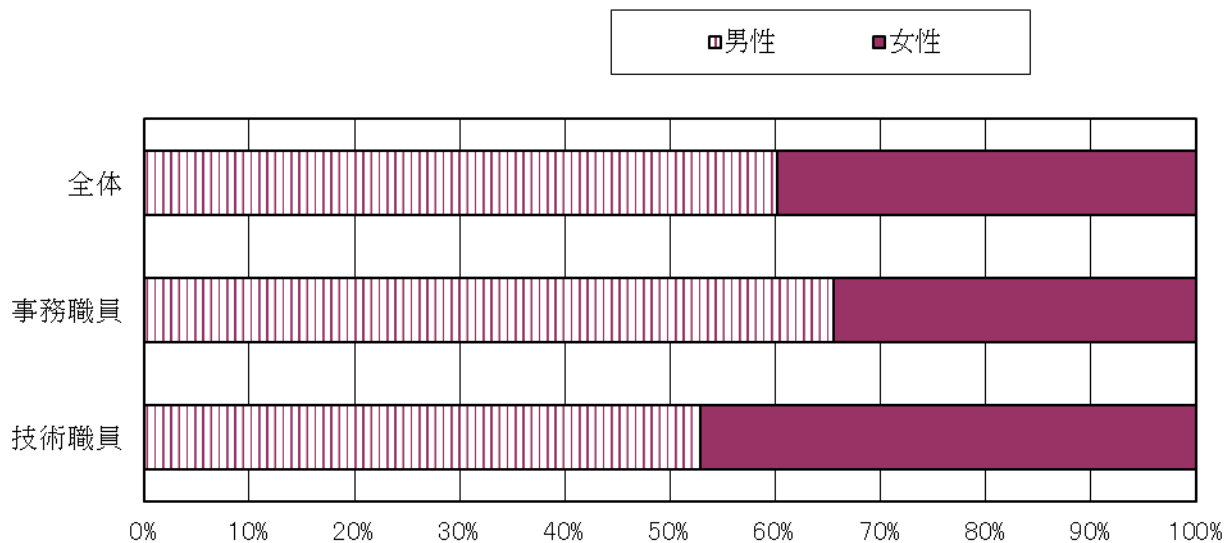
| | 合計 | 一般職 | 係長職 | 課長職 | 部長職 | 局長職 |
|------|--------|---------------|---------------|------------|------------|-----------|
| 全体 | 10,511 | 7,650 (72.8%) | 1,933 (18.4%) | 618 (5.9%) | 265 (2.5%) | 45 (0.4%) |
| 事務職員 | 6,021 | 4,284 (71.2%) | 1,232 (20.5%) | 368 (6.1%) | 107 (1.8%) | 30 (0.5%) |
| 技術職員 | 4,490 | 3,366 (75.0%) | 701 (15.6%) | 250 (5.6%) | 158 (3.5%) | 15 (0.3%) |

図6 一般職員の学歴別構成（最終学歴）



| | 合計 | 大学 | 短大 | 高校 | その他 |
|------|--------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 全体 | 10,511 | 7,108 (67.6%) | 1,510 (14.4%) | 1,807 (17.2%) | 86 (0.8%) |
| 事務職員 | 6,021 | 4,139 (68.7%) | 482 (8.0%) | 1,370 (22.8%) | 30 (0.5%) |
| 技術職員 | 4,490 | 2,969 (66.1%) | 1,028 (22.9%) | 437 (9.7%) | 56 (1.2%) |

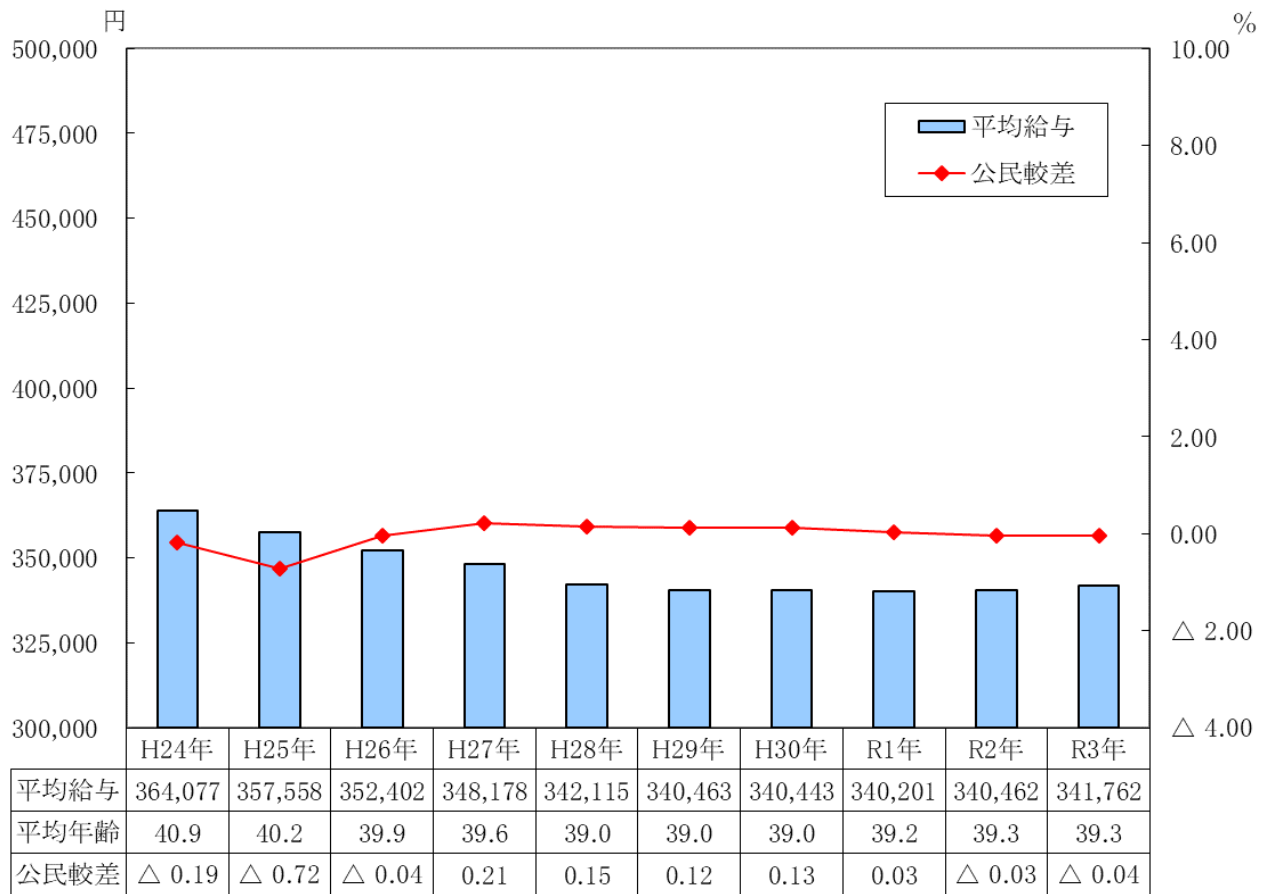
図7 一般職員の男女別構成



| | 合 計 | 男 性 | 女 性 |
|------|--------|---------------|---------------|
| 全 体 | 10,511 | 6,321 (60.1%) | 4,190 (39.9%) |
| 事務職員 | 6,021 | 3,949 (65.6%) | 2,072 (33.5%) |
| 技術職員 | 4,490 | 2,372 (52.8%) | 2,118 (47.1%) |

第2表 公民較差の推移

| | 札幌市の公民較差 | | (参考) 国の官民較差 | |
|-------|----------|----------|-------------|---------|
| | 率 | 額 | 率 | 額 |
| 平成24年 | △0.19 % | △706 円 | △0.07 % | △273 円 |
| 平成25年 | △0.72 % | △2,677 円 | 0.02 % | 76 円 |
| 平成26年 | △0.04 % | △151 円 | 0.27 % | 1,090 円 |
| 平成27年 | 0.21 % | 745 円 | 0.36 % | 1,469 円 |
| 平成28年 | 0.15 % | 521 円 | 0.17 % | 708 円 |
| 平成29年 | 0.12 % | 415 円 | 0.15 % | 631 円 |
| 平成30年 | 0.13 % | 455 円 | 0.16 % | 655 円 |
| 令和元年 | 0.03 % | 105 円 | 0.09 % | 387 円 |
| 令和2年 | △0.03 % | △119 円 | △0.04 % | △164 円 |
| 令和3年 | △0.04 % | △151 円 | 0.00 % | △19 円 |



(参 考) 過去10年間における札幌市の公民較差及び平均給与の推移

- (注) 1 平均給与及び平均年齢は当該年4月1日現在の行政職給料表適用職員のものである。
 2 平均給与は給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び寒冷地手当の合計額である。

人事委員会年報 令和3年度
(令和4年(2022年)8月発行)

編集・発行

札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

| | |
|----------|----------------|
| 市政等資料番号 | 01-U02-22-1567 |
| 関係部局保存期間 | 1年 |